

平成29年労第173号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は昭和〇年〇月頃、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、バネ製造の補助作業に従事していた。

請求人によると、会社工場内でラダーチェーンの巻取作業により右手首に負担がかかり、平成〇年〇月頃から右手首に痛みが出てきたとして、同年〇月頃から複数の医療機関に受診し、治療したものの痛みは継続したという。その後、請求人は、痛みが取れないとして、平成〇年〇月〇日、Cクリニックに受診し、「月状骨舟状骨解離」と診断され、平成〇年〇月〇日、D病院に受診し、「右尺骨突き上げ症候群」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人は、本件疾病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発症した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、右手関節痛を主訴としてD病院に受診し、本件疾病と診断されたもので、E医師は、各検査結果を基に本件疾病が手関節痛の主因である旨述べており、また、F医師は、請求人が尺骨切除術を施術後症状が改善していることから、本件疾病による右手首の疼痛であったと考える旨述べている。当審査会としても、両医師の意見は妥当なものと考えるところであり、請求人の傷病は本件疾病であると判断する。

ところで、本件疾病は、前腕において尺骨が橈骨より相対的に長いことが発症因子とされ、尺骨が長いために三角繊維軟骨や手根骨を突き上げて手関節痛を訴えるものであり、一般に外傷歴がなくとも、又は軽微な外傷を契機に手関節痛を訴えるものとされている。

この点、E医師は、「尺骨長は先天的なもの。そこに力学的ストレスがかかると痛みを発生することがあるので、作業の負担から起きる可能性はあり。」と作業の負担が契機になった可能性を述べているが、本件疾病の主因は先天的なものであり、たとえ作業が契機となって手関節痛という症状が出現したとしても、本件疾病を業務上の事由によるものと認めることはできない。

(2) なお、請求人は、上肢に負担のかかる作業に従事したことにより本件疾病を発症した旨主張しているところ、念のため請求人が従事していた作業についてみても、請求人が本件疾病の原因と主張するラダーチェーンの巻き取り作業の作業時間は1日3時間程度であり、作業態様等を考慮しても、当該作業が上肢に特に過重な負担をかけるものとも認められない。

(3) したがって、当審査会としては、請求人の本件疾病は業務上の事由によるも

のと認めることはできないと判断する。

- 3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。